



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（3件）（統計分析課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉指導課）	2
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	2
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	2
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	3
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	3

告 示

高知県告示第659号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
津波避難場所総点検
- 2 調査の目的  
県内の津波避難場所の資機材等の整備状況を把握し、その整備を促進するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
市町村
  - (3) 属性  
県内の沿岸部の市町村
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
  - ア 収容可能人数
  - イ 想定避難者数
  - ウ 備蓄物資
  - エ 停電時に利用可能な照明（避難誘導用のもの）
  - オ 昇降設備等
  - カ 連絡手段等
- (2) その基準となる期日  
毎年3月31日（令和2年度にあつては、令和2年7月31日）
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
19市町村
  - (2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県から報告者に直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査の周期  
1年
  - (2) 調査の実施期間  
毎年4月中旬から6月下旬まで（令和2年度にあつては、令和2年8月中旬から同年10月上旬まで）

高知県告示第660号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
高知県工業統計補完調査
- 2 調査の目的  
県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
事業所
  - (3) 属性  
日本標準産業分類に定める大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、従業者数3人以下の事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 事業所の名称、所在地及び電話番号
    - イ 従業者数
    - ウ 製造品出荷額
    - エ 加工賃収入額
    - オ その他の収入（事業外収入を除く。）額
  - (2) その基準となる期日  
令和2年6月1日現在（一部の事項については、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間）
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
771事業所
  - (2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送調査（必要に応じて民間事業者が訪問による調査票の回収又は聞き取り調査を行う。）
- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査の周期  
1年（経済センサー活動調査を実施する年を除く。）
  - (2) 調査の実施期間  
令和2年8月下旬から同年9月下旬まで

高知県告示第661号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
高知県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的  
県内における産業廃棄物の実態把握等を行うための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
事業所
  - (3) 属性  
日本標準産業分類に定める「大分類A－農業、林業」から「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」までのいずれかに該当する事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 事業所の概要（名称、所在地、代表者氏名、電話番号等）
- イ 事業の概要
- ウ 事業所での産業廃棄物の発生状況
- エ 事業所での自己中間処理状況
- オ 産業廃棄物の処理・処分・再生利用状況
- (2) その基準となる期間
- 報告を求める年度の前年度4月から3月までの1年間

## 5 報告を求める者

- (1) 数
- 約8,500事業所
- (2) 選定方法
- 県が作成したリストによる全数

## 6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
- 県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
- 郵送又は電子メールによる調査

## 7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
- 5年
- (2) 調査の実施期間
- 報告を求める年の8月下旬から9月中旬まで

## 高知県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護リハビリステーション いろは	吾川郡いの町波川 664番地1	令和2年5月25日
変更後		吾川郡いの町波川 1913番地2	

## 高知県告示第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
- 有限会社ヤマモト地所 代表取締役 山本 祐司
- (2) 届出者の住所
- 四万十市中村一条通三丁目4番10号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- よどやドラッグ四万十店  
四万十市渡川三丁目67番地1
- (4) 変更しようとする事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ四万十店	午前8時	午後7時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ四万十店	午前8時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前7時30分から午後7時30分まで  
(変更後) 午前7時30分から午前零時30分まで
- (5) 変更年月日
- 令和2年7月30日

## 2 届出年月日

令和2年7月6日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

## 高知県告示第664号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

田野町加入区

## 高知県告示第665号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成28年8月高知県告示第430号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和2年8月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

田野町加入区

## 高知県告示第666号

安芸市宝永町地区並びに黒鳥及び西浜の各一部地区、須崎市上分乙の一部地区、安芸郡東洋町野根の一部地区並びに吾川郡いの町加田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

## 1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 須崎市
- (3) 東洋町
- (4) いの町

## 2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市宝永町並びに黒鳥及び西浜の各一部  
平成25年度及び平成26年度
- (2) 須崎市上分乙の一部  
平成29年度及び平成30年度
- (3) 安芸郡東洋町野根の一部  
平成25年度及び平成26年度

- (4) 吾川郡いの町加田の一部  
平成28年度及び平成29年度
- 3 成果の名称
  - (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
  - (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
  - (3) 東洋町地籍図及び地籍簿
  - (4) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日  
令和2年8月4日

**高知県告示第667号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

土佐市南浦（追加）

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
5	土佐市蓮池字砥場	3645番1
6	〃 〃 〃	3630番
7	〃 〃 〃	3629番イ
8	〃 〃 字大四良	3560番2
9	〃 〃 〃	3561番1

- (2) 区域

昭和52年3月高知県告示第160号で指定した南浦急傾斜地崩壊危険区域内（以下「160号区域」という。）に存する標柱1と160号区域に存する標柱2を直線で結んだ線、160号区域に存する標柱2と標柱5を直線で結んだ線、標柱5から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と160号区域に存する標柱1を市道南浦石橋線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第668号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三ツ又字新屋60番4から 四万十市三ツ又字新屋48番まで	前	4.4 }	108
	後	6.1 }	
	後	4.4 }	108
		9.1 }	

**高知県告示第669号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下ル川696番	前	7.5 }	20
		9.5 }	
高岡郡中土佐町大野見下ル川696番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川995番地先まで	後	3.8 }	3206
		16.0 }	

**高知県告示第670号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年8月4日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見下ル川696番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川995番地先まで	3206	令和2年8月4日

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市東部土地改良区の定款の変更を令和2年7月16日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年8月4日

高知県知事 濱田 省司